紛敷躰に候間、向後請資不、仕候様、急度可、被。申渡、候。以町中豆腐りけ資之者共、手前りけ資事寄、不埒之族有、之、

癸酉三月四日

和田小右衞門

長 井 原 兵衛殿水越八右衛門殿

今村次郎左衛門殿長 井 源 兵 衛殿

松宮吉之佑殿

製造といふ事も判然せさるがゆゑに、元祿六年三月請賣豆製造といふ事も判然せさるがめゑに、元祿六年三月請賣豆を加へ、放火の害を置かれたるも、豆腐は食品にて、製造り。されば豆腐座を置かれたるも、豆腐は食品にて、製造しかど、寬文六年十一月より商賣人勝手次第に製造方を免止せられたるなり。但し請賣の者共は、製造方を吟味せしめんために豆腐座を置き、勝手次第に製造方を吟味せられたるなり。但し請賣の者共は、製造方を吟味せしめんために豆腐座を置き、勝手次第に製造方を呼味せられたるなり。但し請賣の者共は、製造方を吟味せられたるなり。但し請賣の者共は、製造方を吟味ししもあらず。殊に何れの豆腐屋にてのから、寛文六年にしるからなど、東京に、元祿六年三月請賣豆製造といふ事も判然せさるがゆゑに、元祿六年三月請賣豆製造といふ事も判然せさるがゆゑに、元祿六年三月請賣豆製造といふ事も判然せさるがゆゑに、元祿六年三月請賣豆製造といふ事も判然せさるがゆゑに、元祿六年三月請賣豆製造といふ事も判然せさるがゆゑに、元祿六年三月請賣豆製造して、

窓せられたるなりと見ゆれど、その廃止の年暦は未だ群かの後は追々右様の取締り寛に相成り、萬づの食物等平賣指甚だ吟味方殿重なりし事、是等にて知られたり。然るに共盛の分は停止せられしとぞ。往昔は都て食品の製造物は、

## 〇法船寺舊地

く有りたるよしいひ傳ふ。といへり。 五枚町より古寺町へ入込む角邊の邸地にて、門前地も少して寺地拜領被,仰付。とあり。今寺傳に、舊寺屋敷は今云ふ被,命、共由線を以、瑞龍公當地御在城之頃、犀川橋爪に於開祖念譽上人、瑞龍公御意を以て三輪法受母餦養子坊主に開祖念譽上人、瑞龍公傳ふ。といへり。

## 〇大野瀬木

此の川の專は下文に記載す。べり。其の用水川を鬼川といひ、或は御荷川とも書けり。水となし、大野一郷の田地をば發へり。故に大對瀬木と呼水となし、大野一郷の田地をば發へり。故に大對瀬木と呼水と呼びて、犀川の流を塞き入れ、川下大野村等敷村の用五枚町の町尻と傳馬町の入口との間なる瀬木をば、大野瀬

## 〇古寺町

元和二年の頃 瀧與右衞門と 云ふ人、石川・河北兩郡裁許をに、此の地の寺院共に轉地を命ぜられし事は、三壺記に、の邸地に賜はり、夫れより古寺町と稱すといへり。按する利常卿の時、悉く泉野寺町へ移轉を命ぜられ、跡地は賭士此の町は、往昔は河原町と稱し、一町皆寺屋敷也。然るを此の町は、往昔は河原町と稱し、一町皆寺屋敷也。然るを

代御用地に被名上、元和元年石川茂平取次に而代地泉野寺 ひ罷越す故、寺町に寺地拜領、四十年罷在處、徴妙公之御今に、故と、故と、故と、故と、故と、古の海安寺の由來書に、髙德公當地御入部に付、御跡を慕 の事なりけん。貞享二年の賭寺院由來帳を考ふるに、泉野 地へ移せり。とあり。菅家見聞集には、元和二年金澤中町 けるを寺地となし、河原町の褒西方の寺町なる寺々をば彼 命ぜられ、犀川大橋より坂の上畠にて、所々小松など有り 又同寺町妙典寺の 由來書に、慶長十四年 於川原町 寺屋敷 後御用地に相成り、泉野寺町に而代地拜領被仰付。とあり。 町に於て拜領被。仰付。といひ、同寺町立像寺の由來書には、 は元和元年にて、 敷拜領仕處、其後御用地に被。召上; 於。泉野。替地 拜領被。仰 付。又同寺町寳成寺の由來街に、徴妙公御代於河原町|寺屋 拜領之處、元和元年屋敷替被"仰出,於"泉野|代地 拜領被"仰 天正十一年金澤御入城之頃、河原町に而寺地拜領之處、共 へ被、集。 と記載すれど、その轉地を命ぜられしは元和元年 々立替るに付、町中に有」之寺院共を、泉野並に淺野川山際 付。など」あり。 右由來審共に據れば、轉地を命ぜられし 最前の寺地をば皆河原町と載せたれば、